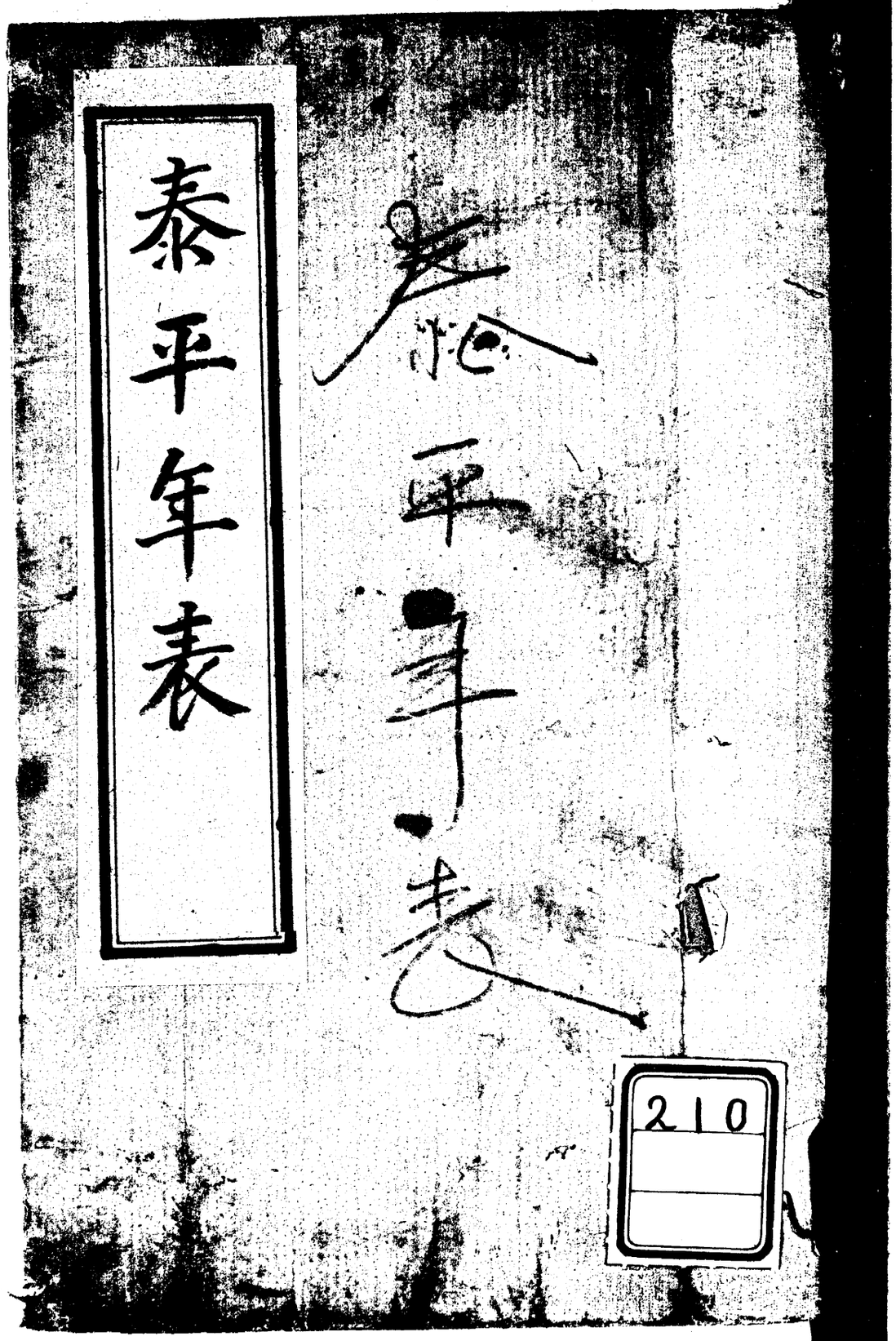

タイトル番号：0008

書名：泰平年表

1冊

武家
文學

泰平年表

須限三百部禁市鬻

忍屋隱士 謹輯藏版

大學
城
登記番号
5
8
昭
和
28.3.31
寄贈
書

泰平年表凡例

東照宮 家康公御治世三年御壽七十五自 一ヨリ十七丁迄
天文十一年至元和二年迄

台德公 秀忠公御治世十九年御壽五十四自 十七ヨリ二十迄
天正七年至寛永九年迄

大猷公 家光公御治世廿九年御壽四十八自 二十ヨリ三十迄
慶長九年至慶安四年迄

嚴有公 家綱公御治世三十年御壽四十自 三十ヨリ三十七迄
寛永十八年至延宝八年迄

常憲公 綱吉公御治世三十年御壽六十四自 三十八ヨリ四十八迄
正保三年至宝永二年迄

文昭公 家宣公御治世四年御壽五十一自 四十八ヨリ五十三迄
寛文二年至正德二年迄

有章公 家継公御治世四年御壽八自 五十四
宝永六年至正德六年迄

有德公 吉宗公御治三十年御壽六十八自 五十五ヨリ六十七迄
貞享元年至寛延四年迄

惇信公 家重公御治世十七年御壽五十一自 六十八ヨリ七十迄
正德元年至宝暦十一年迄

浚明公 家治公御治世廿七年御壽五十自 七十ヨリ七十九迄
元文二年至天明六年迄

大御所公 家齊公御治世五十二年御壽萬萬歲 七十九ヨリ百九迄
自安永二年至天保八年御職迄

泰平年表凡例

此書紀天文十一年至天保八年之廣狹凡三百年之間年表の大略あり其甘苦辛の要を採り本文を略する所あり故に要を窮婚喪祭の儀式を略し注を細年代の類隙なきが如き本末の基礎を高く崇び古今の異を考へ他人の考へあるべき勸懲の意味を兼ね且つ志の士の治亂によりて三百余限を以て梓に彫り永く市中の貴賞を極めん我中の秘録とする者

天保辛丑初春 忍屋隱士

附て云今案憲法の起る所を考へるに或は古人の多編あれども其文を本末の要に分て或は紙を小減一部にして いはゆる一ぢきにあれども連續せざる又は老幼病痾ふかくて登城せざる家あるべきその中あれば法禁を犯すのおそれあるよりて壬寅年三月の大令を以て年表の一助とす

叅平年表引用書目

次弟不同八本文二出所順也今不改

御年譜　創業記　列祖成蹟　逸史　國史　江亭記　太田家譜　聚樂行幸記　豊臣家譜　元寛日記　慶長年中
慶長年録　當代年録　道春年譜　羅山文集　退私録稿　丙申記行　日光記行　野　槌　常住院記　大德院記
称名寺由緒書　足利学校由緒書　圓光寺由緒書　惺窩行狀　山州名跡志　駿河記　公卿補任　梵舜日記　家忠記　衆妙集
睦子又談　琉球史畧　本朝神祇考　光　記　玉音抄　曽我家譜　鈴木家譜　島津家記　細川家譜　榊原家記
吉田家譜　中井家譜　御本日記　金地院日記　國師日記　元和年録　續年録　東武實録　嚴政録　光廣卿日記行
紀州年録　松栄記事　宗貨事畧　日光山日記　同御縁起　寛永行幸　大猷公御畧記　葉室家數
寛永行幸記　三雲成賢家譜　長嵩日記　諸家末寺帳　寛永御示諭日記　孔子堂日記　春齋畧譜　弘文院家記　鵞峯譜畧
國史館日録　鳳岡年譜　鳳岡全集　正保日記　正保事録　以貴小傳　北條系譜　宝日記　會津世稿　土津霊神言行録
見称崇廟記　視聽日録　坂上淫院日記　寛明日記　御當家令条　仰景録　慶賀要録　龜岡石見日記　德山家記　桑山家記
三雲家記　永井當庸家記　万天日記　貞禄日記　吉良日記　宝德日記　越前堅光長家記　憲廟實録　貞享諸家書
延宝江切繪圖　昔々物語　湯原日記　常世義行實　遺老物語　水野勝長家譜　細井廣澤家帳　辛若家記　柳澤傳家記
仕官格義帯　續紹運録　蕃山實録　大嶋義近家譜　新令句解　享保録　同續編　同通鑑　同遺事　同成典　水府家記
加州家記　廢物類纂　官中秘策　官中要録　文露叢　玉露叢　萩生家譜　木下寅亮家譜　服部保廣家譜
室直清家譜　下田日記　伊勢貞丈家記　小笠原持廣家記　憲法部類　白石遺文　折焚柴　伸書　兼山麗澤秘策
御書物方日記　蜷川家記　奈佐勝英家譜　仰高録　春の御船　多紀安元家記　延寛寛明日記　日光御社參記　小人頭日記
安倉重宣日記　小笠原忠德家記　宗義珎家記　大村家記　松浦家記　還海異聞　鎖國論　山本邦家記　近藤守重私記　御觸書留　天保日記

叅平年表要目素引

い　いくさ　いつ　いに　いわ　いり　いを
う　うち　うる
え　えた　えん
お　おか　おと　おり　おん
か　かた　かん
き　きく　きん
く　くん
け　げん
こ　ごく　こん
さ　さく　さん
し　しき　しん
す　すい　すう
せ　せき　せん
そ　そく　そん
た　たい　たん
ち　ちく　ちん
つ　つう
て　てい　てん
と　とく　とん
な　なん
ね　ねん
の　のう
は　はく　はん
ひ　ひく　ひん
ふ　ふく　ふん
へ　へい　へん
ほ　ほう
ま　まく　まん
み　みん
む　むく　むん
め　めい　めん
も　もく　もん
や　やく　やん
ゆ　ゆう
よ　よく　よん
ら　らく　らん
り　りく　りん
る　るい
れ　れき　れん
ろ　ろく　ろん
わ　わく　わん

泰平年表

東武　忍屋隠士謹輯

一　東照宮御世

東照宮御事ハ贈従一位権大納言廣忠卿の廣忠公ハ清和天皇二十一代世良田次郎三郎清康君の嫡男御母堂ハ青木越後守貞景女大永六年三河岡崎城にて御誕生御初名仙千代天文四年十二月五日清康公逝去の後御幼稚故為ハ吉良左衛門佐持廣より岡崎次郎三郎廣忠と御称後三河国内乱[illegible]御[illegible]年五月朔日岡崎城に還住同十年[illegible]〇天文十一年二月廿六日御[illegible]連[illegible]天文十一年二月廿六日夜於三河岡崎城[illegible]廣忠様御[illegible]御[illegible]称名寺[illegible]被[illegible]の連[illegible]より[illegible]別[illegible]連[illegible]の切今以不利仕[illegible]連[illegible]其砌の[illegible]相成同年十二月廿六日夜[illegible]御誕生[illegible]竹千代様[illegible]御持[illegible]様御名可[illegible]竹千代[illegible]御[illegible]今の[illegible]仕今以不[illegible]〇同十八年[illegible]月六日逝去[illegible]年同[illegible]大樹[illegible]御[illegible]院[illegible]廣忠道幹と[illegible]十六年[illegible]月廿二日[illegible]大納言[illegible]院[illegible]大樹[illegible]三河[illegible]城[illegible]太夫[illegible]永禄二年[illegible]月[illegible]古居の[illegible]入[illegible]対[illegible]より[illegible]供[illegible]送[illegible]伝通院殿と称[illegible]廿九日於伏見逝去五十七小石川伝通院に葬送[illegible]伝通院殿と称

忠政女 於大の方後伝通院殿と称

天文十一年十二月廿六日三河額田郡岡崎城において御誕生

織田件 四十九	町火消 九 五十	万石以上 囲 三 八十	松巡見 九十	門番 九 九十	松平一件 十五 百	松浦件 十七 百	松平家 十七 百	け	公家衆 五	[illegible]有公 十三
[illegible]通用 一 五十	[illegible]潤 百	[illegible] 十七 百	ふ	[illegible] 五	文[illegible] 五	武家 二十	[illegible] 廿七	武家[illegible] 七	門学 廿五	後見令 四十
富山焼 七 四十	[illegible]代 九 四十	[illegible] 二 五十	文字令 四 八十	文武[illegible] 十八	札差令 三 八十	武術 七 八十	猿楽 十 百	と	小十人[illegible] 一 二十	小十人組 四 二十
乱[illegible]成 五 廿七	小[illegible]令 一 四十	[illegible]隠 一 四十	五百[illegible] 四十	小[illegible] 七 五十	甲府勤 十六	米[illegible]令 二 八十	[illegible] 十八 百	え	江戸城 三	江戸城 六
洪水 八 廿七	ん	朝鮮人 九 廿七	[illegible]中 一 四十	天[illegible]院	天文[illegible] 七 廿七	[illegible] 六 八十	朝鮮来 百	天[illegible] 百	[illegible]任 十 百	[illegible]任 十四 百
あ	葵紋 四十	吉良一件 六 四十	[illegible]山 五 六十	秋元件 十七 百	さ	[illegible]院 二	山王社 四十一	桜田方 九 四十	[illegible] 四十	[illegible] 三 六十
[illegible]書 六 五十	[illegible]院殿 九 五十	[illegible]良 二 六十	佐久[illegible] 十六 百	き	[illegible]家 五	禁中 十九	禁裏上 廿三	禁裏院[illegible] 廿六	[illegible] 九	小[illegible] 一 四十
[illegible]旅 三 四十	[illegible] 七 四十	禁裏上 七 四十	[illegible] 十五	吟味役 三 五十	禁裏[illegible] 二 八十	禁裏 五 八十	ゆ	由比[illegible] 廿一	有[illegible] 四 五十	有徳公 六 五十
[illegible]場 二 六十	有徳公 七 六十	め	[illegible]暦 廿三	周安 三 四十	[illegible] 四十七	み	水戸家 六	三河[illegible] 九 四十	[illegible] 六 四十	し
[illegible]段 丁 初	[illegible] 二	詩作 三	[illegible]代 四	[illegible]軍 五	[illegible]葬 十六	[illegible] 四十	[illegible] 四十	[illegible]院 八 四十	[illegible] 六 廿	保[illegible] 十六
[illegible] 七	年譜 九十九	[illegible]公 廿八	深川 上 六 四十	向根 七 四十	大和[illegible] 七 四十	十文字 八 四十	[illegible] 八 四十	[illegible]寺 五 廿	[illegible] 六 廿	[illegible] 十六
[illegible]八讃 七 六十	[illegible]代 八 六十	[illegible] 八 六十	[illegible]信公 十七	[illegible]院 一 廿	[illegible]代 一 廿	[illegible] 二 廿	[illegible]文 三 七十	[illegible] 七 廿	[illegible]家 八 七十	[illegible]院殿 九 廿
[illegible]	[illegible] 十八	[illegible] 百	蹴鞠 九	[illegible]代 十 百	[illegible] 廿三 百	[illegible]	[illegible]勤 九 廿	[illegible]上 五 九十	門[illegible]勤 五 九十	門[illegible]察 六 九十
門[illegible]発 九	門[illegible]平 九 九十	ひ	廣[illegible]公 丁 初	[illegible]公 二	[illegible]紀 四	[illegible]役 十三	一橋家[illegible] 八 五十	百[illegible]的 八 六十	百日[illegible] 九 六十	百文[illegible] 十八 百
も	[illegible]法[illegible] 九 百	せ	[illegible]陣 四	[illegible]上 十九	仙台件 六十	[illegible] 一 四十	[illegible] 二 四十	同来[illegible] 丁	[illegible] 六 四十	清揚院殿 八 四十
仙台[illegible] 八 廿	[illegible] 十六 百	仙石一件 十九 百	す	駿府[illegible] 廿七	上[illegible] 廿三	[illegible] 三 六十				

墓目（又川安義を清義と改め井雅亦改正祝と改め）刀（初名竹千代君）天文十六年今川義元の居城駿府へ移
ら世々人途中織田家に奪ひ去せ尾張熱田に立住 天文十八年十一
月九日尾別より三別へ 岡崎氏月又駿別義元の弟氏の弟氏へ世々人 天文 廿三年
氏獲百初 弘治二年正月十又日駿府に於て氏元被義元首級を加元第一世
に次第三第元信と中者 氏は世長田と改称之 弘治三年の春義人元康と氏改名
年今川治部大輔喜女実八関に刑部少輔 氏康より娘 築山殿と称也天正七年八月廿九日故あり生害 遠
西光院後葬を別渕枕西来院を迎へ室と為移人 永禄元年三別氏 人侍岳と寄新氏出して
給木日向守成撃せらる 氏出初陣なり 永禄二年三月六日岩倉城次第三第
依康君生 氏は人今川氏の樂山殿 天正七年九月十又日逝 遠勝寺院後葬 西光院後葬 永禄三年三月十八日亜相君生 氏は人今川氏天
正三年又月廿六日逝 遠勝寺院後葬 永禄三年又月廿七日逝 誓徳院後葬 永禄三年又月廿七日岩倉城
より岡崎 永禄 三年織田信長と氏和親を今川氏義と好を絶ち人 永禄 又年二月
源家お為の軍書に十八冊所の新書又第正物奉行として書写せらる 永禄 六

年の秋家康と氏改 永禄 七年三別東西氏分属也 永禄 八年三月朝倉義宣氏は人天正十一年
七月小豪氏宝寿文禄三年再嫁池田宰相輝政妻長二年 永禄 九年十二月廿九日従又位上三河守
二月廿日逝 遠良正院後葬 系和泉院後建国別寺元安寺 永禄 十一年正月十一日次系大史より改 元亀 元年氏義と対せ逆別
氏の子より属也 元亀 元年正月遠別渕枕城より移 元亀 二年正月又日従又位上三月十一日
侍従 天正 二年正月又日正又位下二月八日秀康君生 於秀丸君之名也 氏は人氏秀吉公の子
十二月十又日対城方出人年二月廿又日従三位参議十年七月廿又日格中納言 称羽柴氏十八年三月絶結城家 天正 又年十二月十日 従三位下三
廿九日右近衛権少将 天正 七年三月七日竹千代君氏誕生 長丸君 秀忠公 清信 赤ん坊 天正 八年正
月又日従三位上 同年九月忠吉公生 氏は母西の氏松平下野守と氏称後尾張守従又位中将十二年三月又日逝 徳性院後葬 清信上氏別 遠慶院後
同年十月十日氏義出家 氏は連家 桂くまり 久しき家の義 同年月日振姫君生 氏は母完山氏文禄三年二月蒲生 飛騨守秀行家元和元年十
月再嫁 清洲城侯忠吉長成之年八月廿九日於紀氏和歌山逝 遠慶 合之図
徳正清院後葬 系令戒光院 後藤氏慶清遠正清院 天正 十年三別義別一家氏順と敬 之遠慶
天正 十一年九月十日信吉君生 万千代君称武田氏 氏は母完山氏 文禄七年十二月対馬守藤堂高虎 水戸城 同年
八年九月十一日逝 遠清院後葬 仏建 清雲寺 1年
十月廿日正位下 同七日左近衛権中将 慶長年甲信武田氏子不属也 天正 十一年二月廿七日参議

東

二

従二位 或云十四年正月五日 同年四月十五日小牧山出陣 天正十三年十月四日権中納言 同年十一月五日
正三位 同年十二月四日駿府城ニ御移徙 天正十四年五月十四日豊臣関白秀吉公妹 朝日姫君 称駿河御前
御入輿御婚礼 同十八年正月十四日聚楽亭ニ薨去 称南明院殿 葬 京 東福寺 同年十月御上洛大坂ニ到て也 為和睦 秀吉公と
御和解ノ後ニ之 天正十五年八月八日従二位権大納言 同年十二月廿八日左近衛大将左馬寮御監
此年東山 大仏殿造立 天正十六年正月十九日左近衛大将を御辞 二月駿府の御城修理 同年四月十五日聚楽亭ニ
行幸の御時 若松祝 みどりたつ松の葉毎に此君の千年の数をちぎりてぞみる 右ハ一条殿家記ニ見ゆ 此時聚楽行幸記ニ載る処の御歌之
夏日侍行幸聚楽第同寄松祝の和歌とて右の御歌を載ス 同年四月廿日の御詠 我千代の限りあらし礼君の光り照添ふる大和
ある城 是も聚楽行幸記ニ見えたり 天正十七年正月朔日駿府二の丸天守 二月秀吉公淀城築 五月
秀忠公御母堂西郷局逝去 西郷殿正室ハ清閑寺女 実ハ戸塚五郎太夫保章女 法号龍泉院殿 駿州府中龍泉寺ニ葬 寛永五年七月贈従一位 改宝台院殿 又号宝台院 天正十八
年正月十四日御台所駿河ニ而薨去 自二月至七月小田原征伐 豊臣関白と駿府二の丸ニ而会 又東を
発し御関東相模武蔵上野上総下総六ヶ国の兼を江戸の内九万石を以て上洛の賄料となし 御先祖の地八日市
場白須賀米津中泉清水の地一子孫ニ伝て賄料の地とせらる 後出関八州とも云ふ 今成 讀本ニ従ふ 同年
江戸城 御移
八月朔日武蔵国江戸城ニ御移徙 江戸御城の始ハ太田道灌持資入道して康正二年義政の命により武蔵国豊島郡江戸の
城を築く 千代田宝田安田といへる長禄元年四月八日江戸城経営成 其城の形城中城外あり 各々
石を以て塩とし 塁の高サ十余丈 足岸を環らし之を巡りて 数十間の濠塹泉脈を至せり 渓を以て門
二十五あり 門ハ皆鉄を以て 大木を以て飛橋を架す 城門を入てハ石磴甚だ左右に連りて中城外城に至る 石磴を静勝
軒といへり ○文明八年に至りて 京師南禅寺村菴 江西寺 横川の社徒静勝軒に寄題する詩 幅を送る
村菴ハ村菴と江西寺とを是也 板刻して南の楣間に掲 九月後余の勝潟を以て亭記を作て与ふ 中書
東鉄に詩を作して勝見り 其側に楼閣倉庫の数多く 軒を並べ西を含雪とし 又之を泊船亭と云 数百株の梅を栽て小亭を建 層下に西湖の梅
あり 故に香月亭とい 城中ニ亦井と遡りつ 千里の早 駿とし 人とも潤ふる 場あり 海を見る 東ハ眼下に蒼海を見ゆ 泊船亭と云 数百株の梅
人を集めて弓手を試む 実に年中後花園院より武蔵野の勝景を尋ね 南北の雲を移せる
ことも夕立の空より鷹きむき 北の京 よろ広く仙きつき酒 その宝鑑を彩鶏ゆそう風
年ハ神と賞された後 隅田川原にかれハあれとも 文明十八年七月廿六日道灌主人 扇谷の上杉定正の為に殺
害せられ 是より上杉家の持城となる 道灌の男 六郎右衛門尉資康 定政を恨み山内の上杉顕定に属し 子息太和
守資高ハ小田原北条氏綱に属し 大永四年正月氏綱扇谷の上杉朝興を江戸城を攻て是を陥し 遠山
江戸衆を遠山に命して江戸城を守らしむ 是より
天正十八年まで遠山氏江戸城を保せり
是年御麾下の諸士を大組に分て 平岩親吉 井伊
直政 本多忠勝 榊原康政 石川康道 是を支配し 京及伏見に交代せしむ 聚楽或ハ伏見に
ハ在洛の時あり 天正十九
年正月於江戸城初る更ハ御の群士謁し年の初を賀す 文禄元年 十二月 改元 同日 忠輝を生 御母
山田氏 後茶阿 忠輝後号上総介 越後 松平 十年四月従四位下 万石 十六年至二月封越後国
高田城 元和二年七月十日改除 天和三年七月三日逝 謚寂林院殿 葬信州諏訪貞松院 同年十二月祀尾名古

所にて出陣是太閤朝鮮征伐に依て也此年は城に岳を開て大安六組の宅地と定らる是を安町と云
文禄二年處士爰に肅に命して於御前貞観政要を講せしむる是御前講談の史と見えたし
始り 文禄三年始めて千住に橋を架らる是を千住の大橋と云 同年二月廿九日豊臣太閤
吉野花見の時五首の和歌を詠め給ふ 花の願ひ 待かねる花の色香をわけ入て咲や吉野の春の山風 花盛なき風 咲花をちらさしと思ふ三吉野は心あるへき春の山風 瀧の上の花 花の色も香もすへて… 神前の花 年々の花のこころの… 花の祝ひ…
道興を豊臣殿に 文禄三年二月秀吉発大坂為見吉野花也畧篇 秀吉従前令自余和歌及首
大権現利家政宗並監准三后為沈法印全宗法眼紹巴亦又有詠歌とみえ以其の歌今皆在一冊
是二月廿九日の事也表日同詠和歌三て此五首とのせたり又細川幽斎良好集に 神前に代る…
二首を載せ 花の祝ひ …
ちるさかる事もあらし 風吹ねよ花のさかりに 同年三月高野山へ御登山為立に茂於大徳院出待旨を拝叟合文七
言律一首是利学校三要執筆は扇面へ書て大徳院住持宥雅法印の求へ寄せ致せ
三要自ら作りて和韻を奉る 峯分百位 峯念勝令那安 峯守高子現聖亦諸 峯上後兇遁鬼
風拂塵者 正佛峯々司北巡南巡祥因
峯行順遂果妙 則安之書は扇面の裏へ書て總花上は右は扇面今に大徳院に現存せり同年
峯是如来
十二月禮記正義を清家秀賢に仕給ふ 同日 松平代君生 御母山田氏継長次松平家… 慶長… 同年正月十二日逝謚松…院

葬之及其 徳林心寺 文禄 同年仙千代君生 御母志水氏寛文年中… 七日逝謚高岳院葬尾張名古屋高岳院 松姫君生 御母…
長三年正月廿九日逝 同年七月足利学校より傳ふ処の聖像器具宋版五経注疏 上杉安房守憲実家天文…
に元佶に書添て豊臣関白に従ひしを再学校へ還し納らる …
秀次於自殺時お家く元佶… 秀次… 高野山自殺…
経注疏在其中予今所從観之図像是也 … 慶長元年 十二月改元 五月十一日 …正二位内大臣 閏七月十二日大
地震京都伏見の巨宅並民屋破倒し壓死の者衆多し 慶長三年正月は…
石清水八幡宮に参詣あり八月十八日前関白太政大臣従一位豊臣秀吉公伏見城にて
薨去 歳六十三 洛東阿弥陀峯に葬 十二月朝鮮の諸将帰朝 …
慶長四年正月伏見城に居城秀頼を補佐し天下兵馬の権を取給へり 慶長五年六
月会津征伐に依立あり七月下野国小山に陣 同年九月関原に於て京… 遂に…
因一統子時に同月廿日京都所司代を置る 慶長六年… 仰付… 同月廿七日大坂城より
西丸に入御 公卿… 十一月十八日義直公生 御母志水氏… 慶長八年正月…

東 四

所司代 北 尾州 家祖

英国通商

同十二年八月廿八日封尾張宰相（慶安二年八月十九日従二位権大納言 慶安三年五月七日逝 [illegible]）此年阿蘭陀諳厄利亜人別壊浦に来舶して初て通商せ（此後唐山安南交趾占城暹羅呂宋西洋東埔寨の諸国より来船して平戸長崎の浦々まで通商せしが寛永十六年の頃 [illegible]）長崎に来船凡千余艘と云 又 [illegible] 船と称し [illegible] 外国に渡海し商を通せしが唐山阿蘭陀の外は悉く禁ぜられて止る 〔慶長〕又年 永井右近大夫直勝をして細川玄旨に諸礼儀式等の事を下問せらる玄旨より執する所の書籍を直勝に授く 同年九月関東へ下らせらるとて三河国に至 [illegible] 則宮村の旅舎を [illegible] 感ありて [illegible] 是月 [illegible] 陣所に於て法楽の和歌一首を [illegible] 徳光院に贈る 同月足利学校三要佶長老を [illegible] の内へ召れ其後学の一字を与へ給ひ 指物を賜ふ 同年十月 御前に於て [illegible] をして漢書及十七史洋説等を講せらる 同年十月 御前に於て安国寺 [illegible] 収の書籍を [illegible] 三要に賜る（[illegible]）

学校始

我尚依へ 三方家の法式を下問ありて故実を採録せらる（[illegible] 三方家の法式を問せらる [illegible]）（[illegible] 江戸に至り勤仕 [illegible]）〔慶長〕六年正月 [illegible] を松平右政に賜り [illegible] に賜る是れ譜代の家士封国の始なり 三月二日大坂より伏見城へ移り 同年九月伏見に学校を設らる是れ当家学校の始なり 同十一月五日伏見より江戸に出 御同九日川越に放鷹 是より [illegible] 年に道 同十二月二日江戸山門に二千石を寄附ありて [illegible]

（毎月十八日神楽を奏して是を祀る [illegible] 元和元年六月十八日 [illegible] 大坂の [illegible] 社大納言 [illegible] 慶長三年八月十八日伏見城に薨ず [illegible] の東山阿弥陀峰に [illegible] 豊国大明神と [illegible]）

慶長金銀

林羅山をして [illegible] 仕 [illegible] 今年より [illegible] と出給ふ（創業記に六七年に係 [illegible]）是より後大判小判壱分判丁銀豆板の制を改（[illegible]）〔慶長〕七年正月六日従一位 同月十九日上洛（十二月十日伏見へ着 御）同年二月 [illegible] 造営 同年三月七日伏見に於て [illegible]（[illegible] 元和二年 [illegible] 寛永三年八月十九日従二位権大納言 [illegible]）

紀州家祖

（七年五月廿二日致仕 十年正月十日逝 [illegible]）同年五月 [illegible] 日 [illegible] 内 是月二条の亭に [illegible] 同年六月十一日 [illegible] 上 [illegible] 正純 [illegible] 秘書 [illegible] 橋右中兵衛尉 [illegible] 兵業光 [illegible]（[illegible] 創業記 [illegible]）同年六月江戸富士見の亭に文庫を建られ金沢文庫の古書を収儲せらる是江戸 [illegible]

伏見三年番

足利殿の始

史書に名をのこしぬ 然共同年十月二日江戸へ 還御 御母堂伝通院殿逝去に因てなり 同年十一月廿六日御上洛 十二月廿又参内
慶長 同年十二月當旦院 一紙後光明院となる 初て伏見城の番を勤む 是を伏見三年番と云 年番より先〻三年ツヽ交番と云
同十一年右衛門米津清右衛門に因て伏見城の番を勤む 是を伏見三年番と云 後は松平隠岐守定勝と共に一業を勤む
番代と成 同十二年六月十日大番にて山城守に任す 右衛門督一隊の士を率て伏見城を守ると云 是年江戸城中富士見の
亭に於て金沢の文庫を移さる 此書庫迷 尚代年号に於て六月十四日此書を学校宮の書庫に納め 和尚は文庫へ案内出抱の因旅でせ 此中古文書の出抱へ多かりし 足利
余九代の附おり金沢へ納中山出抱おりしを小田原出馬の時より 出す 同八年十一月初て昔より元の形を写る 条に後に松平
田村安栖小林 御身宮松平右衛門督に振替て後 此年九月に高氏は子孫十三代 内府様
右衛門佐松平忠吉と并右衛門督を召て元の形を 御身三十人を召て御見に出て八杵元右衛門の家は九十表
鈞令により御身 尚此徒の始より元和の比に出る卒元と云べき此の始より此徒は出て元より此の代の元の十表
二口あり此より寛永九年八月廿五日二十表 同年十二月十二日伏見城に於て将軍宣下 征夷大将軍淳和奨学両院別
当氏長者 七十表又口とあり
当源氏長者牛車を許され隨身兵杖を賜る 尚代年号に於て八年十一月 内府公始て将軍家の例に依て将
軍補任あり 是故に参内 嗚呼慶長十八年 天下を治め
元和の内に天下を治め 是を保て兵役の事を定め 公家の中より天下の人となり進て征夷大将軍の任を受く 武将の任は此より始まる 室町代々の補
任を受て儀式あり 其後子孫まで天下を治め是を補任に受べき 天下を治る人は 内氏任と氏職を治して其子
ら是より日本の中にて武威を振るも自ら補任は 摂政中の執政を務るより天子の王孫より任ずる将軍
不可 仰て征夷大将軍に任ぜられ 是より後公家の中に名を宣べし 天下を定めて天子の権を承て皆家の将軍
位に公方家と室町とて幕府を立る 是より後も補任例あり 是により信長秀吉天下を定め 足利将軍の権に任せ其の後世に
室町公方浪人の後は子孫なり 家康公大和にて勲功 分地を賜り八ケ年にて家の幕の時より室町代々の家臣
家康公は御譲の後は代々卒として此統を定る 将軍に任じ武家の栄を定む 室町代々の例に任せ給ふ 当時
東照院殿と申て家の者を持ち此を進て甚し 政の事に至りても将軍の事を内府に任して自ら是と 内府公に治し 其光大

水戸家祖

将軍補任自然の分は中務之二月十二日補任あり 千歳 弟は勅使二人の長柄に候して家より依見定治の始め此年に出
家抱きて後に内大臣 勅使の中にて馬上より下り雑式又人々に候す先に出て始めて家に出て中に至り其元へ下
り川家 先達の後于下 尾張義直の次子上の広橋大納言兼勝勧修寺大納言光豊小川坊城宰相中将俊昌 将 中将職
事 中 将軍補任の例式あり 千歳室町殿代々
記 大外記中原師生 将軍補任の時 右の他法の例ありて今度も此中に紀元より出家て公方様と称してまつる
同年二月廿八日 条内に保養 同月十六日伏見へ 還御 同年閏月十七日に於て伏見に御成あり是此年十一月十九日に大名方
将軍紙にて此礼を終りて此後の事務を勤む 上洛 同年八月十八日政房の生 当時の母は代々の水戸中納言也 田氏十四年十二月
廿二日封常陸水戸城 寛永三年八月十九日従三位権大納言 寛文元年七月廿九日 逝去 猛威公と 葬陸国久慈郡瑞龍山 正三位正寛文元年 碑の 同年九月に大寺の宝物の宝将三千
二箇条の附せらる 寛文元年十一月廿九日 宝永山 是年に常福寺 同年十月十六日右大臣を辞し
某寺 其寺に於ての出家の者は合補任に従ふ 是月江戸へ 還御 同年江戸に至る伝は和山城を同年十月十六日右大臣を辞し
同十日足利学校家に松貞観政要を献せしめ同月廿九日松平の標三十余松平忠広より家人に
之二月東海東山北陸の路駅吏に命じて一里塚を築かせらる 同年十二月朔日江戸 山 崇伝 足利
駿海 上の入湯 同廿九日伏見へ 仰 同年六月十一日吉田神龍院梵舜に於て献せしめ 同月中入洛
廿二日出発 同八月十七日江戸へ 還御 今年の中は上洛 右 廃立と別に神祇の後に 宗祇に従ふ [紫衣] 十年正月

出上洛 二月十九日発足 城へ入り 同年三月東国を同牒せらる 業光の陵墓 後白記 同年七月征夷大将軍に任ず 十六日
白廟拝軍 宣下あり 是より 大御所と称し 翌年正月改元 建久元年二宗は
城に於て傷者林又三郎伝聞を出さる三宗小河の徒者あり 多賀の郡擬寄年号に於せる
以 大和国に至り三月上旬にて下向し 洋渡し 光長卿信長卿 抵度せ 三月十五日 光氏に宣旨 頼朝 幾代及て 上けるに 多賀の郡
けるの旨 光朱の孫 文徳の孫 と後漢の本紀 小足 白氏文集 李夫人の楽府と
東坡詩 記とあり 民部の楽 雪夫人の魂を来 記し 伝るとあり 小又 屈原 小 蒙 小 伝
文久 伝 あり 法 蒙 あり と 小 と 中 也 大和国 九 太 を めへ の 三 ひて 年 老 さ の め よ く 覚 え う る と 感 し
伝せ し 中 き 雲 也 乙巳の年 と けり 同年九月十六日 伝 兄 出 発 賀 江戸へ 還 京 [吾妻鏡] 十一年三月 朔日 江戸城出 改 築 沈 田 鹿 殿 稲 荷 正 利
渉 肥 幸 長 小 義 清 正 忠 田 吾 政 小 に 命 せ られ 築 城 岩 堂 う 庫 縄 法 是月十日 出 発 賀 江戸へ 還 京 [吾妻鏡] 十一年三月 朔日 江戸城出 改 築 沈 田 鹿 殿 稲 荷 正 利
去 楼 程 紀 州 技 遠 紀 議 り 三 郡 き 小 寄 子 地 と 情 を 来 小 者 一 町 余 に 面 石 垣 を 築 る 同 年 に 月 七 日
伝 兄 城 へ 入 御 廿 八 日 に 京 内 同 七 月 七 書 を 改 板 せ ら る 同 九 月 廿 六 日 江戸城 成 同 月 清 洋 家 久 流 球
面 成 御 せ ん 事 を ふ 同 十 二 月 二 日 江戸へ 還 京 [吾妻鏡] 十一年正月元日 市 北 天 生 出 初 者 田 氏 洋 家 初 年 陸 奥 守 宗 家 十 六 年
三月十二日 逝 遠 一 院 院 及 華 後 別 府 仲 華 陽 院 同 月 江戸城を 白廟へ出 張 法 大 名 小 命 せ られ 後 府 城 を 築 し ち ら ふ

江戸城出改築

郭 同 小 法 士 の 宅 地 を 獨 る 同 年 二 月 十 六 日 細 川 遠 欲 小 教 小 應 し て 宅 町 家 式 に 巻 を 出 し 七
去る 細川家譜小 [illegible] 十年十二月 [illegible] 宅 [illegible] 家 [illegible] 巻 [illegible] 十二年二月十六日
宅 [illegible] 家 [illegible] 巻 [illegible] 出 [illegible] 細川 [illegible] 法 [illegible]
の [illegible] 法 [illegible] 小 [illegible] 同 [illegible]
法 [illegible] 月 小 小 義 智 紀 [illegible] 同 年 七 月 二 日 後 府 城へ 出 移 徙 同 年 十 月 江戸
出 発 賀 十 七 日 江戸 西 発へ 入 御 同 年 十 二 月 十 二 日 後 府へ 還 京 同 十 二 日 後 府 城 を 上 発 年 伝 遠 家 本
院 宗 巴 出 海 保 員 を 勅 を 発 出 遠 より 呼 て 本 年 繕 用 を 勅 也 [吾妻鏡] 十二年二月十日 出 発 賀 江戸
然 に 張 徒 長 年 林 及 を 発 を 後 府へ 出 白 遠 能 を 傷 ハ る 江 書 六 経 及 び 武 経 七 書 以
遠 し 日 夜 顧 問 出 庫 を 同 発 [illegible] 欲 [illegible] 年 悔 寓 を 江戸 小 [illegible] 大 [illegible] 及 [illegible] 真 親 改 [illegible] 清 [illegible]
[illegible] 成 遠 後 京 都 小 [illegible] 遠 [illegible] 及 び 法 史 を 遠 し む 同 年 八 月 比 叡 山 の 制 法 七 ケ 条 出 [illegible] 同 月 東 も 親 智 院 小 命 し て 経 義 の
法 出 副 寄 を 他 [illegible] 発 を 小 納 め る 是 年 より 最 東 国 を 細 川 遠 欲 小 傷 ふ 同 十 月 江戸 城 [illegible]
小 獵 し [illegible] 同 年 後 河 小 於 く 及 [illegible] て 事 に 傷 [illegible] 遠 [illegible] 且 四 文 庫 の 経 論 を 営
ら し む [吾妻鏡] 十二年 [illegible] 月 尾 法 法 須 小 入 御 遠 地 を 監 し 二 月 清 洋 家 久 流 球 出 を 伝 七 月 流 球